



平成24年2月10日

記者各位

記者会見開催のご案内

**医薬品特許の保護範囲について（2/6 知財高裁大合議判決全文公開を受けて）
「欧米の製薬メーカーとの関係」「ジェネリック医薬品への影響」**

拝啓 皆様にはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素は当会の事業に対しまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、知的財産高等裁判所が大合議で審理を行い、去る平成24年1月27日に「製造方法を特定して特許権を取得した医薬品の保護範囲」に関し、判断を統一する判決を出しました。2月6日に判決全文が公開されましたことを受け、今回の記者会見においては、この判決を受けて、今後予想される「欧米の製薬メーカーとの関係」「ジェネリック医薬品への影響」「審査基準は変わるのか」といった疑問や影響について詳しくお話をさせていただきます。

製薬業界では、特許出願の際に構造や特性が特定されていなくても、製法を特定して医薬品に関する特許権を得る方法が広く行われていました。しかし、同一医薬品が別製法でなされた場合、その特許権の保護の範囲は、『物質』に着目したものと『製法』に着目したものとで、異なる判断がされてきました。今回の判決によれば、一定の制限はあるものの今後は原則として「『製法』に着目し特許の保護範囲を定める」としています。これにより今後、統一された判断の下で、医薬品の特許権の保護の範囲が決定されるものと期待されます。

つきましては、下記のとおり、記者会見をしますので、万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、ご出席の有無につきまして、あらかじめご連絡頂ければ幸甚です。 敬具

記

■日 時 平成24年2月16日（木） 10:30～11:30

■場 所 東京俱楽部ビル14階 14-A会議室(東京都千代田区霞が関3-2-6)

※日本弁理士会近畿支部及び東海支部でもLIVE中継をご覧いただけます

詳しくは下記連絡先までお問合せください。

■スピーカー 日本弁理士会 アミカスブリーフ委員会 委員長 黒川 恵

■連絡先 事務局 広報・支援・評価室 石本、高橋

(TEL:03-3519-2361/FAX:03-3519-2706/E-mail:kouhou@jpaa.or.jp)